

令和7年第1回白馬村中学生議会議事日程

令和7年10月24日（金）午後2時20分開会

（第1日目）

1. 開会宣言

日程第 1 会議録署名人の指名

日程第 2 会期の決定

会期自 令和7年10月24日

至 令和7年10月24日

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 一般質問

## 令和7年第1回白馬村中学生議会（第1日目）

1. 日 時 令和7年10月24日 午後2時20分より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 出席生徒

白馬中学校3年A組（34名）

白馬中学校3年B組（35名）

4. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

5. 欠席議員

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

副村長	吉田久夫	教育長	横川秀明
総務課長	田中克俊	教育課長	下川浩毅

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊祐

8. 本日の日程

- 1) 会議録署名人の指名
- 2) 会期の決定
- 3) 村長挨拶（録画）
- 4) 一般質問

開会 午後 2時22分

## 1. 開会宣言

議長（太田伸子君） ただいまの出席生徒は69名です。

これより、令和7年白馬村中学生議会を開会いたします。

本日の中学生議会は、白馬村議会会議規則を準用して執り行ないます。

直ちに、本日の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

### △日程第1 会議録署名人の指名

議長（太田伸子君） 日程第1 会議録署名人の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、3年A組さん、3年B組さん、3年B組さん、以上3名を指名いたします。

### △日程第2 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本議会の会期は、本日1日限りの1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本議会の会期は、本日1日限りの1日間と決定いたしました。

### △日程第3 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第3 村長より挨拶を求めます。

本日は、村長公務のため出席しておりませんので、挨拶は録画によって行ないます。準備をしますので、しばらくお待ちください。

村長（丸山俊郎君） 白馬中学校3年生の皆さん、こんにちは。白馬村長の丸山です。

本日は白馬村中学生議会を招集しましたところ、69名の生徒の皆さんにご参加を頂き、開会できることを大変うれしく感じております。私もこの議会に出席したかったのですが、本日は他の公務のため出張しており、このように録画で皆さんにご挨拶をさせていただく形になりましたことをお許しください。

さて、今回の中学生議会は、昨年と少しスタイルを変え、白馬村の議会議員に中心となって運営していただいております。実際の白馬村議会の議長が中学生議会の議長を務め、中学校の生徒の皆さん一般質問をするのは昨年と同様ですが、答弁につきましても議員を中心に行なっていただきます。議員の皆さんも中学校での皆さんとの授業やディスカッションに参加させていただき、準備を進めてこられたとお聞きしています。

また、役場からは、副村長、教育長、総務課長、教育課長も参加させていただき、スムーズな議事の進行に協力させていただきます。昨年と同様に、議会の進行は本格的なものですので、中学生の皆さんにおかれましては、このめったにない雰囲気を体験していただければと思います。

質問をする方は大変緊張されるかと思いますが、失敗を恐れず堂々と質問をしてください。議会の本質は議論をすることです。この中学生議会でも活発な議論がされることを期待しています。

この本会議場で行なわれる今回の中学生議会を機会に、ぜひ皆さんには政治をより身近に感じ、また、白馬村の現状や未来に興味を持っていただき、将来の白馬村を担うすばらしい人材に成長していただくことを願っております。

本日はよろしくお願ひいたします。

#### △日程第4 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第4 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本議会に一般質問の通告をされた生徒は8名です。

質問される生徒は、質問、答弁を含めた10分間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本議会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1人1議題につき3回までといたします。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、3年A組さんの一般質問を許します。3年A組さん。補助の方も。

白馬中学校3年A組 白馬中学校3年A組です。白馬村議会会議規則第61条第2項により、次のとおり通告します。

質問事項、エコーランド地区の活性化について。

エコーランドのストリートを活性化させ、異文化の混ざり合いが起こる場所をつくりたいと思っています。他国から来た外国人と日本人が同じ空間にいることで、異文化が混ざり合い、新たな発見ができる場になると思っています。新たな発見ができる場があれば、エコーランドだけでなく村全体の活性化にもつながると思います。

そして、軽井沢との差別化を図ることができます。例えば、旧軽井沢は新しいスタイルの店舗を設置しようとすると、歴史の保全により規制が厳しかったり、他の店舗や地元住民から批判があります。しかし、白馬村は柔軟性が高いという特徴があり、エコーランドで新しいことにチャレンジすることもできると考えます。

そこで以下について伺います。

- 1、道路の整備と街路灯設置について希望しますが、お考えは。
- 2、店舗設置者の募集について要綱などはあるのでしょうか。
- 3、空き地の開拓と活用についてのお考えを伺います。

4、SNSでエコーランドを発信することのお考えは。

お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。鈴木均議員。

第3番（鈴木均君） ただいまの3年A組さんから、エコーランド地区の開発について4点のご質問を頂きましたので、村建設課のご意見も踏まえて、私、鈴木均のほうから答えさせていただきます。

近年、インバウンドの増加により、外国人の方がエコーランドにもたくさんお見えになり、3年A組さんのお言葉で言えば、異文化の混ざり合いという表現で活性化を図りたいとの趣旨だと理解いたします。

4点のご質問を頂いていますが、中身に入る前に、エコーランド地区について一言申し上げます。

既にエコーランドの住民の皆さん、「景観形成住民協定」というのを作成いたしております。この協定を生かしながら、この協定をまたベースにして、地区の発展を目指したいということでございます。

具体的に。そこで第1点目ですが、道路の整備と街路灯設置についてです。3年A組さんも御存じだと思いますが、現在のエコーランドのメインストリートにはたくさんの店舗が立ち並び、道路拡幅は現実的には厳しいと思っております。ただ、とりわけ、これから冬のシーズンには、車に加えて歩行者も大幅に増えてまいりますので、エコーランド地区近辺に暮らす皆さんのが安心して道路を利用頂けるように、安全対策には十分配慮をしていかなければならないと考えます。

関連して、街路灯の設置ですが、現在エコーランド地区の皆さんのが設置した立派な街路灯があります。これをさらに増設することが必要か、必要な場合はどこが適切か等について、地区の皆さんのご意見をお伺いしながら検討したいと思います。

また、設置のための財源を確保する必要もございますので、財源確保の方法を考えたいと思います。

私は、白馬村内には、エコーランドも含め、防犯対策という意味でも、もっと街路灯があったほうがいいということは思っております。

2点目の店舗設置募集の要綱ですが、結論的にはそういう要綱というのではありません。店舗に限らず、村には景観条例や、先ほど紹介した景観形成住民協定という規制がありますので、その内容にのっとって設置計画していただきたいと思います。その上で、新たな創業支援等の情報提供ができればと思います。

3点目の空き地の開拓と活用についてですが、空き地も個人の所有でありますので村としてコントロールできるものではありませんが、冬は一定の広さの雪下ろしのスペースが必要なので、そのことも考慮しながら、極力情報を把握してまいりたいと思います。

なお、昨年から空き家・空き地バンク制度が村で創設いたしましたが、現時点では登録がありま

せん。

4点目のSNSによる発信についてですが、村としては、既にホームページやSNS等で各担当課が様々な情報を発信しております。エコーランドに限らず、特定の地区のイベント等の取組や情報については、内容によって吟味しながら可能な発信ができればと考えています。

最後に、私は、エコーランド地区に限らず、白馬村の歴史や伝統を重んじ、また生かしながら、今日の白馬村の動きも踏まえて、バランスの取れた開発、旅行者も住民も気持ちよく過ごせる、よく言われる、住んでよし、訪れてよし、そういう白馬村を残していくことが大事だと思います。

3年A組さんはじめ白馬中学校の皆さん、そういうお気持ちでこれから白馬村を背負っていただくことをご期待申し上げ、3年A組さんのご質問に対する答弁といたします。

以上でございます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。3年A組さんの質問時間は、答弁も含め、あと3分です。質問はありませんか。3年A組さん。

**白馬中学校3年A組** 質問があります。

2点目の店舗設置募集の要綱についてです。

店舗を設置する際に、村で管理できる税金を引き下げたりすることで店舗設置者が増えると思うのですが、その点についてご意見をお伺いしたいです。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。鈴木均議員。

**第3番（鈴木均君）** 続けてください。答えます。

（発言する者あり）

**第3番（鈴木均君）** 店舗設置に関わっての税についてのご質問だと思うんですが、税というのは公平公正が原則、これは国、地方自治体共々ですね。ですので、それに対する優遇につきましては、かなり厳しい制約があるかと思います。

具体的な内容につきましては、また個別にご提案なりご質問を頂いて、それで村のほうで税務課を通じて検討していかなければと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。補足はありませんか。よろしいですか。

3年A組さんの質問時間は、答弁も含め、あと1分20秒です。質問はありませんか。

**白馬中学校3年A組** ありません。

**議長（太田伸子君）** 質問がないようですので、3年A組さんの一般質問を終結いたします。

次に、3年B組さんの一般質問を許します。3年B組さん。

**白馬中学校3年B組** 白馬中学校3年B組。白馬村議会会議規則第61条第2項により、次のとおり通告します。

質問事項、街路灯整備について。

白馬村の現状として、村全体に街路灯が少なく、これは課題でもあると思いました。しかし、村全体に街路灯を取り付けるとなると膨大な費用がかかるので、特に暗いと思っている箇所への街路灯の整備をしてもらいたいと思います。

そこで、以下について伺います。

1、具体的な箇所として、特に暗いみそら野、森上、神城（さのさか）に街路灯を設置するお考えは。

2、熊や猿の出没により通学路が危険なため、通学路の街路灯を改善するお考えはありませんか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。内川史朗議員。

**第6番（内川史朗君）** 内川史朗です。ただいまの3年B組さんの質問にお答えをしたいと思います。

3年B組さんから、白馬村の街路灯整備について2点質問を頂きました。この答弁を作成するに当たっては、総務課と建設課、また教育課にも確認をしています。2つとも関連がございますので、併せて答弁をさせていただきたいと思います。

3年B組さんがおっしゃるように、私も街路灯の整備は、白馬村で安心安全に過ごすために必要不可欠なものであり、費用もかかるものだと思っています。そのために白馬村では、白馬村地域づくり事業補助金交付要綱の中で、「防犯灯設置事業」という事業で防犯灯設置に必要となった費用の2分の1以内で補助を行ない、皆さんが安全に生活できる環境づくりとして街路灯の設置を、3年B組さんもおっしゃられたみそら野区や森上区といった白馬村内に30ある行政区がございます。で、進めやすいような仕組みをつくっております。

この補助事業を利用するためには、各行政区の区長から、まず、防犯灯を設置しますよという申請を村にする必要があります。また、設置する場所によっては、道路を管理している機関が違うために、国や県の道路に設置する場合は、国や県にも要望する必要があります。

ご質問にあった行政区の過去5年間の実績では、みそら野区は3基、森上区も3基ですね。神城全体では32基の申請がございました。

申請数が少ない要因としては、電気代が考えられるかと思います。国や県が設置した場合は国や県が電気代を負担しますが、行政区が設置した場合は行政区が電気代を負担しなければなりません。そのため、多くの人たちが行政区に加入してもらって、街路灯の設置費用や電気代の費用が増えるような事業、設置基数を増やすことができるかと思います。

さらに、3年B組さんがおっしゃるように、熊や猿の出没増加によって、通学路を通ることが心配になる気持ちが理解できます。もし、暗くて怖い箇所がありましたら、学校のPTA、また親御さんに区長さんに要望してもらうことがよいかと思いますので、ぜひそういうふうにお願いをしたいと思います。

以上です。私の答弁を終わります。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。3年B組さん。

**白馬中学校3年B組** こちらの質問に対して、電気代に関する答弁がありましたが、太陽光発電の街路灯やLEDライトなら電気代を減らせると考えているので、検討の余地があると思います。また、LEDライトは電気代も抑えることができるし、長もちもするので、長期的に見ていいと思いました。

しかし、太陽光発電のほうは、冬季は積雪の影響を受けてしまうため難しいと考えています。

そこで、柔軟性のある薄型ソーラーパネルなら、電柱に巻き付けるなどして、積雪の影響を受けずに発電できると考えているのですが、そのようなお考えはありませんか。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。内川史朗議員。

**第6番（内川史朗君）** 内川です。すいません。答弁をしたいと思います。

ちょっと今、私、実はそのことに非常にまた調べていないところがございまして、まだしつかりした返答はできませんけれども、ただ、今言っていた街路灯については、LED化というのが一つ基本の政策で、今防犯灯の設置等々がなされているわけです。ですから、明るいところが必要であるということになりますと、ぜひ、区長さん、行政区のほうから村のほうへ申請をしていただきたい、そんなふうに思いますが。よろしくお願ひします。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。3年B組さんの質問時間は、答弁も含め、あと2分40秒です。質問はありませんか。3年B組さん。

**白馬中学校3年B組** 先ほど述べさせていただいたんですけども、動物の出没が増えているということで、動物の出没を防ぐ効果をもっと確実にするために、街路灯と併せてほかにできる対策について、議会として何か検討されていることはありますか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。内川史朗議員。

**第6番（内川史朗君）** 今、猿や熊のことについて質問されていたわけですけれども、行政区では熊や猿については、今、林務課でよかったです。

（「農政課」の声あり）

**第6番（内川史朗君）** あ、農政課のほうで対応されていると思いますけれども、獣友会の方にお願いをして、これを前に進めていく、熊や猿を駆除する、そういう仕事は獣友会のほうへ今お願いをしているという形になっておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問時間は、答弁も含め、あと50秒です。質問はありませんか。

**白馬中学校3年B組** ありません。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、3年B組さんの一般質問を終了いたします。

次に、3年B組さんの一般質問を許します。

**白馬中学校3年B組** 白馬村議会会議規則第61条第2項により、次のとおり通告します。

質問事項、白馬村への交通手段について。

最近インバウンドの増加により、村外から来る外国人観光客の交通手段、あと、村外からの観光客の交通手段がよくないと考えます。特に、新幹線を利用して東京から長野市を経由して白馬に来る観光客の交通手段と、また、新宿から松本市を経由して来ることも不便と考えます。

そこで以下についてお伺いします。

1、今現在、長野市に行く方法はバスしかありません。白馬駅から長野駅へのバスを新設することはできませんか。

2、松本糸魚川連絡道路の計画はどの程度進んでいますか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。酒井洋議員。

**第5番（酒井洋君）** 答弁を担当いたします、酒井洋です。3年B組さんからのご質問にお答えします。この質問に関わる役場の担当課は、総務課、建設課、観光課になります。

1番目の、先ほどはバスとおっしゃいましたが、通告書には「鉄道」というふうに書いてあったので、「鉄道」というふうにお答えをさせていただきたいと思います。

1番目の白馬駅から長野駅へ鉄道を新設することはできませんかとの質問にお答えいたします。

鉄道を新しく造るというアイデアは、とってもわくわくする夢のある提案だと思います。実際、鉄道を造るには、たくさんの準備やお金、そして、国や長野県、JR東日本旅客鉄道株式会社との相談が必要になります。すぐには難しいかもしれません、皆さんのできたらいいね、こうなつたらいいねという気持ちが未来のまちづくりのヒントになります。例えば、今のバスのルートや時刻表を工夫して、新幹線とバスをうまくつなげることで、もっと便利な交通に近づけるかもしれません。皆さんのアイデアを大切にして、これから交通を考えるときの参考とさせてもらいます。将来皆さんのが大人になったときに、本当に鉄道を造ることも夢じゃないかもしれません。

次に、2番目の松本糸魚川連絡道路計画の進み具合についてお答えいたします。

この地域高規格道路は、安曇野市から新潟県糸魚川市を結ぶ全長100キロメートルの道路計画であります。観光の振興はもとより、防災や救急医療の面からも、私たちの生活にはなくてはならないとても大切な道路です。

長野県側では、現在、高速道路長野自動車道安曇野インターチェンジの北側に新しいインターチェンジを造り、松川村や大町方面に向かって約4キロの新しい道路が造られます。現在は、測量や工事の準備を進めているところです。

新潟県側では、一部区間において、道路を広げたり、トンネルを掘る準備が始まっています。

小谷村では、村の中心部を迂回通過するバイパス工事として、新しい橋やトンネルの工事が行な

われてきましたが、もうすぐ完成いたします。

大町市内では、具体的な通過ルートを決めるための作業が進められています。大町市でのルート案が決まってくれれば、次は白馬村内での具体的なルートを決めるための作業に入ることになります。

この村内ルートを決める作業においては、多くの村民の皆さんのが参加して、よりよいルートを決めていくことが大切だと考えています。将来、この道路をたくさん使うだろう皆さんとの意見がこの道路計画に反映されれば、とってもすばらしいことだと思います。

本日、この質問をきっかけに、松本糸魚川連絡道路の建設に一層興味を持つていただき、一緒に計画をつくり上げていくことができればうれしいです。

以上、3年B組さんの質問の答弁いたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。3年B組さん、質問はありませんか。3年B組さん。

**白馬中学校3年B組** 白馬村には何が必要だとお考えですか。その理由を教えてください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。酒井洋議員。

**第5番（酒井洋君）** 交通を含めて、「社会資本整備」という仕組みがございます。道路とか橋とか鉄道だけじゃなく、学校や公園なんかもそうなんですけれども、やはりこういった社会資本整備、インフラストラクチャーとか略して「インフラ」というように言ってますけれども、こういった社会整備、資本整備がきっちり整っていること、安全で安心した白馬村であることというのはとても大切なことだというふうに考えています。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。3年B組さん、質問はありませんか。

**白馬中学校3年B組** 以上で質問を終わります。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、3年B組さんの一般質問を終結いたします。

次に、3年A組さんの一般質問を許します。3年A組さん。

**白馬中学校3年A組** 白馬中学校3年A組。白馬村議会会議規則第61条第2項により、次のとおり通告します。

質問事項、白馬村の娯楽施設について。

大北地域では大型の映画館がなく、松本方面や長野方面に行く必要があります。白馬・小谷・大町の方々を主なターゲットにすると、映画館の入場者数が回復傾向にあるなどの理由から、持続可能になる可能性が高いと考えます。スキー場のオフシーズンを活性化するためにも、大北地域の方々をターゲットに大型の映画館を建設し、観光の雨天対策として映画を楽しんでもらい、白馬に滞在していただき、村の魅力に気づいてもらいたいと思っています。

そこで以下について伺います。

1つ目、白馬村にイオンシネマのような映画館を誘致することは可能でしょうか。

2つ目、村として観光の雨天対策はどのようにお考えですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。永井勝則議員。

第4番（永井勝則君） 答弁を担当いたします永井勝則です。よろしくお願ひします。

白馬中学校3年A組さんら、白馬村の娯楽施設について2つのご質問を頂きましたので、答弁をいたします。確認先はそれぞれ総務課と観光課です。

1つ目のご質問については、イオンシネマのような巨大映画チェーンの誘致は難しいというふうに思われますが、規模を小さくして、民間の映画館の会社と条件が折り合えば可能性はあるというふうに考えます。

村に映画館を誘致するということには大きなメリットがあります。村民は文化的な豊かさがより得られるようになり、特に幼児や小学生には教育上の貢献というものが期待できるというふうに思われます。

一方、民間の会社がその地域に出店を決めるには、その地域に十分な人口があること、交通の便がよいこと、駐車場などの広大な敷地が確保できることといった、クリアしなければならない幾つかのハードルがあります。

10月にオープンしましたイオンモール須坂の場合で申し上げますと、半径10キロ圏内の45万人が住む長野市を中心とした北信一帯を商圈としています。ここは長野市の中心部から8キロ、インターチェンジからもすぐというアクセスのよさで、駐車場にはなんと3,700台が止められるそうです。

このように聞きますと、北アルプス地域では人口の少なさが致命的なように思えます。とはいえ、規模を小さくし、スクリーンが3つほどのいわゆるミニシアター形式なら可能かもしれません。長野市に相生座・ロキシーというミニシアター形式の映画館がありますので、そこを参考にして学ばれるというのも一つの方法かと思います。

以上を、1つ目のご質問に対する答弁といたします。

続きまして、2つ目のご質問についてお答えします。

観光の雨天対策——これは言い換えますと、天候に左右されない環境整備——は非常に重要なというふうに考えております。雨の日でも、観光に来られた皆さんのが快適に滞在できる環境を整えるということは、滞在時間が延び、村での消費額が増え、もう一度来ようという意欲にもつながるというふうに考えられるからです。

現実的で具体的な対策案として申し上げますと、例えば、そば打ちやみそ玉作り、郷土料理など、この地域ならではの体験プログラムのさらなる充実、道の駅や温泉、カフェなどで利用できる雨の日割引クーポンの展開などが考えられます。

3年A組さんのおっしゃる映画館も助っ人になるでしょう。ただし、その建設には、積極的に乗り出してくれる民間の映画館の会社が必要になります。実は、私もこの前の9月の議会で一般質問

の場に立ち、村に大学を誘致してはどうかという一般質問を村に投げかけました。映画館も大学も誘致の実現というのは簡単ではなさそうに思われますが、村の未来を変える力を持っていると私自身は思っております。大切なのは諦めないで続けることだと、お互い肝に銘じて頑張っていきましょう。

以上、3年A組さんの2つ目のご質問に対する答弁といたします。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。3年A組さん、質問はありませんか。3年A組さん。

**白馬中学校3年A組** 1つ目の質問に関わってなんですが、映画館を誘致や建設するのではなく、スキーフィールドと映画を併せた施設を造ることは可能でしょうか。

例えば、使われなくなったゴンドラを活用し、スキーフィールドに、ゴンドラの中で映画や音楽、食事などを楽しめる施設を造ることは可能でしょうか。

また、原村の星空映画祭のような、スキーフィールドを利用した、野外で楽しめる上映会は開くことは可能でしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。永井勝則議員。

**第4番（永井勝則君）** ご質問ありがとうございます。

映画館を使わない映画の上映ということかと思うんですけども、苗場のスキーフィールドのホテルで建物をスクリーンにして映画を上映するというようなことが昔あったような気はします。工夫次第ではそういう方法は可能かというふうに思います。ただし、不特定多数に映画を上映するということで、映画会社の権利関係ということを、これは大人の問題なんですけども、そういう権利関係と、あと、フィルムの貸し料がかかる、レンタル料があるので、それに対する支払いというのも生じてきます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。3年A組さん、質問はありませんか。3年A組さん。

**白馬中学校3年A組** 先ほど言ってたとおりの、フィルムの貸出しの権利や映画の権利などの問題を解消すればできるかもしれないということで合ってますか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。永井勝則議員。

**第4番（永井勝則君）** あくまでも私の考えることですけれども、可能だというふうに思います。要するに、損はしないようにすると、みんながうまくいければいいねというようなことだというふうに思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。3年A組さんの質問時間は、答弁も含め、あと1分30秒です。質問はありませんか。3年A組さん。

**白馬中学校3年A組** 質問は、ありがとうございました、大丈夫です。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、3年A組さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから10分間休憩といたします。

休憩 午後 3時07分  
再開 午後 3時17分

**議長（太田伸子君）** 次に、3年B組さんの一般質問を許します。3年B組さん。

**白馬中学校3年B組** 白馬中学校3年B組。次のとおり、通告書に従って質問をさせていただきます。

質問事項、中学校の施設の環境改善について質問します。

W B G T という熱中症対策を目的とした指数では、白馬の値はW B G T 30度を記録しています。この数値はとても高く、小まめに休憩を取らなければいけません。今後、地球温暖化活動によって、現在の環境では厳しくなると考えられます。

そこで以下についてお伺いします。

- 1、ランチルームに最新のエアコンは設置可能ですか。
- 2、ランチルームの窓を二重窓に改修することは可能ですか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田学議員。

**第2番（太田学君）** 答弁を担当します、太田学です。まず、頂いたご質問の担当課は教育課になります。

1つ目のご質問にあります、ランチルームにエアコンは設置可能ですかという問い合わせにお答えします。

近年は、気候変動の影響もあり、白馬村でも夏の暑さが年々厳しさを増しています。これまで比較的涼しい地域とされてきた白馬でも、ここ数年は真夏日に近い日が続くようになり、学校生活の中でも熱中症対策が欠かせない状況となっています。こうした現実にしっかりと目を向け、身近な学校環境をどうよくしていくかという視点からこのようなご質問を頂いたことは、大変意義のあることだと感じます。中学生の皆さんのが日常の中から課題を見つけ、自らの言葉で提案してくれた姿勢に、私たちも学ぶところがあります。

さて、白馬村教育委員会では、学校の環境整備や施設改修などを計画的に進めています。先ほども申し上げましたが、白馬村でも大変暑い日が続き、エアコンは必要不可欠な設備となっています。学校施設の空調設置についても順次整備を進めていて、各教室のほか、昨年度は校長室に設置しました。

ご質問のランチルームにつきましては、今年度、中学校から設置の要望がありました。また、現在、中学校では、屋根を太陽光発電パネルに改修する事業を進めていて、この事業は、国の補助事業である防災関連の補助メニューを活用しています。

その補助条件として、ランチルームを令和10年度までに指定避難所に指定することが求められています。避難所としての観点からも空調設備の整備は必要であると考えています。

また、丸山村長もランチルームの状況を把握しており、エアコンの設置について検討するように指示を頂いております。

こうした経緯を踏まえ、令和8年度の当初予算に空調設備の設置を要求していく方針です。

次に、ランチルームの窓を二重窓に改修することは可能ですかという問い合わせにお答えします。

3年B組さんがおっしゃるとおり、断熱等の効率を考えますと、二重窓に改修することが望ましいと考えています。しかしながら、予算の関係もありますので、まずはカーテンなどによる対応をしていただければと思います。

また、可能であれば、カーテンのありなしで室内の温度がどのように変化するのかを調査した上で、改めて二重窓の必要性を訴えていただければ、より説得力のある問い合わせになろうかと思います。

また、こうした提案は、すぐに結果が出るとは限りません。けれども、課題を見つけて声を上げること、そして、時間をかけて粘り強く訴え続けていくことが実際の改善につながっていきます。

議会という場は、その積み重ねで地域をよりよくしていくところです。今回のような一つ一つの提案が未来の白馬を形づくる力になると思います。

以上が今回の質問への答弁です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。3年B組さん、質問はありませんか。3年B組さん。

**白馬中学校3年B組** 昨年度につきましては、歳出よりも歳入のほうが多く、健全な財政運営を維持していると思います。さらに、本年度から、宿泊税の導入により歳入の増加が見込まれております。加えて、高市首相の方針により、地方交付税交付金の増額も期待されており、今後安定した財政基盤が確保されると思われます。そのため、財政につきましては大きな心配はないと考えています。

次に、断熱カーテンの有無による室温の変化につきましては、少し古い資料ですが、コーネル大学の研究を参考にさせていただきます。

コーネル大学の資料によると、家庭内の熱は25%から35%が窓から逃げるとされ、窓は壁の約20倍の熱を失うと言われています。

資料によると、現在のランチルームにあるような断熱性のないカーテンを使用した場合の熱損失削減率は5%から10%です。断熱カーテンは25%、遮断ローマンシェードは削減率が65%から75%、Low-E複層ガラスという断熱二重窓は削減率が68%です。このことから分かるとおり、現在のカーテンと断熱二重窓を比べると最大13倍、断熱カーテンとは3倍の熱損失削減率の差があります。

このことから、断熱二重窓を導入することで、夏季の室温の上昇を抑え、冷房負荷を削減できると考えられます。

また、冬季には、暖房熱の流出を防ぎ、灯油消費量を抑え、年間を通じてエネルギーコストの削

減にも関与します。そして、20年以上も使えることから、長い目で見ても予算の関係から見ても断熱二重窓を設置したほうがむしろいいと考えます。

これらのこと踏まえて、1つ目、断熱二重窓の設置を検討していただくことは可能ですか。それでももし断熱二重窓が難しく、断熱カーテンの設置を選択される場合には、性能面から見ても優れているハニカム構造の断熱シェードの導入についてもご検討頂くことは可能でしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田学議員。残り時間あと1分50秒です。

**第2番（太田学君）** 太田学です。非常に鋭い再質問を頂きまして、若干困っているところではございますが、真摯にお答えしていきたいと思います。

まず昨年度の財政の黒字状況についてですが、かなり頑張って出した黒字になっておりまして、とても余裕のある状態とは言い切れないという点もお含みおき頂ければと思います。これが来年度以降も依然として黒字が続くようであれば、またお話も変わってくるとは思うのですが、なかなかそうはいかない国際事情もございますので、順次このあたりについては検討していくという形にしたいと思います。

また、宿泊税に関しては、使用する用途というものが限定的になっておりますので、これを直ちにエアコン設置や二重窓の改修に使えるかというと、現状では使えるというお答えはできかねるところでございます。

また、断熱カーテンの有効性についてありがたいご意見を頂きまして、非常にこれは検討する余地があると私は考えます。

例えば、設置するときに関して、頂いたような情報を検討した上で、カーテンではなく別の方法で行なうというのは十分あり得ますので、こちらも、先ほどと同じような答弁になってしまふんですけども、予算というのももちろんありますので、大きな改修をやると決めたら金額も大きくなってしまいます。金額が大きくなると予算として通らないこともありますので、そのあたりのてんびんにかけまして検討していきたいとは考えております。

以上で答弁を終わります。

**議長（太田伸子君）** 質問時間が終了しましたので、3年B組さん的一般質問を終結いたします。

次に、3年B組さん的一般質問を許します。3年B組さん。

**白馬中学校3年B組** 白馬中学校3年B組。

質問事項、図書館の新設について。

誰もが利用でき、勉強以外の目的でも利用できるような図書館が必要だと思います。また、現在の施設では集中して勉強ができる環境ではありません。小さい子供たちが絵本などを楽しめることもできないと思います。

そこで以下のことでお伺いします。

1、誰もが利用できる図書館を新しく造ることは可能でしょうか。

2、現在の図書館を直して使う考えはありますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山和之議員。

第10番（丸山和之君） 3年B組さんから、図書館について2点のご質問を頂きました。担当いたします丸山和之です。

順番に回答させていただきます。この質問の担当課は、生涯学習スポーツ課になります。

1点目の誰もが利用できる図書館を新しく造ることは可能でしょうかという質問にお答えします。

当初は、子育て支援施設と図書館を含んだ複合施設として整備する計画でした。事業費が大きくなることが予想されたことから、行政と民間の企業が連携して公共サービスを協働で提供し、コストの削減やサービスの質の向上が期待される「官民連携」という仕組みによる整備が可能か調査をしましたが、経費削減効果は限定的であると判断されたため、官民連携による事業は行なわないこととし、事業の規模を縮小することにしました。

しかし、規模を縮小した図書館の新設にも多額の資金が必要と試算されましたことから、一時的な支出増加や将来的な負担が村の財政に与える影響が大きいと判断し、図書館の整備は一定の財源を確保した上で追って整備するという方針に変更されています。

つまり、新しく図書館を造ることは可能ですが、村の財政状況を見ながら図書館を造る時期を見定めているということになります。

2点目の現在の図書館を直して使うお考えはありませんかという質問にお答えします。

白馬村図書館は、平成10年に長野地方法務局大町支局白馬出張所の閉鎖を受けて現在の場所に白馬村図書館として開設され、昭和62年建設の鉄筋コンクリート造で、建設から38年になります。

一方で、壁を撤去できないため、設計上リフォームへの制約と多額の費用がかかるといった困難な点もあります。

また、これから図書館は本を読む、借りる、勉強するという空間としてだけではなく、様々な貴重な資料を保存・公開する機能も必要であり、このような点も踏まえながら、鉄筋コンクリート造のしっかりとした構造を生かしつつ、利用者の使いやすさや柔軟性を確保し、かつ村の貴重な資料を保存・公開する機能を持たせられるかが重要だというふうに思います。ですから、直して有効活用する選択肢も考えられます。

以上が行政側の答弁となります。

次に、私、議員としては、白馬村も様々に必要な事業がありますので、どの事業が村民に対して重要なのか、優先順位を考えて取り組むことが大事だというふうに思っておりますので、財源がしっかりと確保できないと大きな事業は時間がかかるというふうに思います。また、私としては、質問にあるように、誰もが利用できるということを考えるんであれば、分散型がいいというふうに考えております。

以上、3年B組さんの一般質問の答弁といたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。3年B組さん、質問ありませんか。3年B組さん。

**白馬中学校3年B組** 3つのことを伺います。

議員さんが考える分散型というのはどのようなものですか。

先ほど答弁で村の財政状況を見ながらと言いましたが、今日の新聞で、「地方に対する交付金を拡充する」と載っていました。今後、地方交付金を使用し、なるべく早く建てることは可能でしょうか。

例えば、池田の図書館では、小さい子供でも利用できるようにスペースが完全に分かれており、集中して勉強できるようになっていますが、そのようにすることは可能でしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山和之議員。

**第10番（丸山和之君）** お答えいたします。

まず、1点目の私が考える分散型についてですが、これは私、議員として考えていることですけれども、私が考える分散型というのは、例えば八方のどこそこにはスキー関係の書籍、また白馬町のどこそこには山岳関係の書籍、そして、また学校の近くには皆さんに静かに勉強できる環境が整った図書館、また子育て支援施設には幼児向けの書籍があるような形のことを考えております。このことにより、利用者が村の中をぐるぐると回ることによって、そこには経済効果も生まれるでしょうし、白馬独自の図書館の在り方というものを発信できるというふうに考えています。これが私が考える分散型という図書館の在り方です。

次に、交付金について、その交付金を使って図書館が造れないかという質問でございますが、これは私が考えるのではなくて、行政側が、交付金が出てその交付金を使って図書館を造るかどうかということを決めるというふうに考えております。

3つ目の質問ですが、池田町の図書館のようなものができないかという質問でございますが、それについては、それを参考にしてそのような形を考えることは可能ではあるというふうには考えております。ただ、それがこの白馬村に合っているかどうかということはしっかりと考えた上で、そのようなもの、そのようなことを参考にするということはいいことかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。3年B組さんの質問時間は、答弁も含め、あと1分です。質問はありませんか。3年B組さん。

**白馬中学校3年B組** 図書館には勉強しに行く人が多く、小さな子供たちが利用しにくくなっています。そのため、キッズスペースなどをつくる必要があると思います。前回、案が出ていたときにはどのくらいの広さができる予定でしたか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山和之議員。

第10番（丸山和之君） お答えいたします。

それに関しましては、今資料を持ち合わせておりませんので、後日回答させていただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。あと18秒です。3年B組さん。

白馬中学校3年B組 大きな施設を造るには時間がかかることも理解しました。これからは、資材が高騰しているので大変になると思いますし、いろんな工夫も必要だと感じました。

以上で、私からの質問は終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、3年B組さんの一般質問を終結いたします。

次に、3年A組さんの一般質問を許します。3年A組さん。

白馬中学校3年A組 白馬村議会会議規則第61条第2項により、次のとおり通告します。

近年、外国人の経営する事業所が増加していることを耳にします。そういった外国人の納税についてどのようにになっているか。

そこで以下について伺います。

1つ目は、外国人の経営する事業所の売上げから1.5%を村に納税する制度を新設することは可能ですか。

議長（太田伸子君） もう一つ。

白馬中学校3年A組 2つ目は、白馬村を経済特区にすることは可能でしょうか。

以上のことを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。伊藤まゆみ議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 答弁を担当させていただきます伊藤まゆみです。3年A組さんから頂いたご質問は、税務課と総務課に確認をとった上で、私から答弁させていただきます。

まず、1つ目の「外国人の経営する事業所の売上げから1.5%を村に納税する制度を新設することは可能ですか」ですが、この質問の意図としては、外国人の経営に対して、国、県、村に納める税金に加えて、さらに1.5%の加算を制度化してはどうかということと推察いたします。

個人の場合は、国に所得税5%から23%のほかに、県民税4%、村民税6%を納税します。会社（法人）の場合は、所得（利益）の15%に当たる所得税、その所得税の10.3%を地方法人税として国に、そのほかに県や地方自治体――要するに白馬村ですが――にも納税するなど、既に多くの税金を払う義務があります。

さらに、税金は公平公正が原則であるため、一部の人だけに税負担が偏ることは公平公正とは言えません。外国人だからという理由は、まさに一部の人へ税負担を押しつける形となってしまうので、残念ながら新設することはできません。

しかし、私も、3年A組さんのように、外国人経営者に対する納税を増やすことができれば、村民の負担が軽くなるのではないかと考えます。特に白馬村ではたくさんの観光客が訪問され、観光

客の利便性を高めるためにたくさんのお金がかかっており、村民の皆さんとの税金だけで賄うことは限界があります。

それを解消するために、長野県白馬村では宿泊税を来年導入する予定であります。しかし、この宿泊税も、外国人宿泊事業者と村内宿泊事業者は同じ基準で徴収されますので、村内の宿泊事業者を守る形にはなっておらず、私個人としては賛成してはおりません。

次に、2つ目の白馬を経済特区にすることは可能かのご質問ですが、経済特区とは、経済の発展を目的として税制優遇や規制緩和といった特別な措置を適用される地域のことで、外国からの投資や技術を呼び込み、経済成長を促進することを主な目的としております。

県内の特区には農家民宿における濁り酒の製造免許の緩和が目立ち、白馬村も全域でどぶろく特区の認定を平成17年11月に受けております。よって、どのような経済活動の活性化を目的とするかにもよりますが、特区の申請は可能であります。

今、白馬村が抱えている問題点に中学生の皆さんが着目し、解決策を考えてくれたこと、本当に感謝しております。すばらしい発想と探求心を持つ皆さんのような生徒さんが将来この村に戻りその力を発揮してくれれば、本当の意味での持続可能な村になると、そう信じ、期待してやみません。

以上、3年A組さんに対する答弁といたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。3年A組さん、質問はありませんか。3年A組さん。

**白馬中学校3年A組** 先ほどの質問に対して、もう2つ質問がございます。

1つ目は、外国法人のように本店を日本国外に置き、白馬村内に支店を置いている場合、その支店は白馬村の店舗として納税されているのでしょうか。また、そのような店舗が村に納税するようになることは可能でしょうか、ということが一つであります。

で、もう2つ目は、先ほど説明していただいた経済特区の内容として一つ、「外国からの投資」とありましたが、白馬村は観光地として外国からの投資はどれほど受けているのでしょうか。受けていない場合、経済特区の申請をし、外国からの投資を増やすべきなのではないでしょうか。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。伊藤まゆみ議員。

**第8番（伊藤まゆみ君）** 1つのご質問は、外国に本社があり白馬村に施設がある場合ということでおろしいですか。こちらの場合は、同じように税を払う形になると思います。

それと、2つ目の経済特区のことですが、ちょっと私、そこまで資料が手元にございませんので、追って皆さんに、調べて、後日連絡させていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

**議長（太田伸子君）** 補足はありますか。よろしいでしょうか。答弁が終わりました。3年A組さん、質問はありませんか。3年A組さん。

**白馬中学校3年A組** 先ほど2つの質問のうちの一番最初に申しました、「外国人法人の店舗が納

税するように可能でしょうか」という質問に、補足として質問させていただきたいのですが、本店が日本国外にある場合、そして白馬村に支店を置いている場合、その支店の所在地を白馬村にすることは可能でしょうか。また、それによって納税を、所在地がある日本国外の本国にするのではなく、白馬村に納税をすることは可能でしょうかということを質問させていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。伊藤まゆみ議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 外国に本社機能があつて、本社機能を日本に、白馬村に移転することが可能かというご質問かと思いますが、それは私たち行政が強制的にさせるとかそういうことは不可能でありますので、ちょっとその辺はできないのではないかと、企業によるかと思います。

議長（太田伸子君） 1分。

第8番（伊藤まゆみ君） もう一つありましたかね。ちょっとごめんなさい。

議長（太田伸子君） ただいまの答弁に補足はありますか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 松本喜美人と申します。私のほうから補足答弁をさせていただきます。

まず、外国法人の申告でございますけども、基本的には法人には登記が必要ですね。商業登記簿謄本といいます。それは会社の名称であるとか所在地、その所在地の管轄するところに申告するというのが税法の基本であります。

ただし、外国法人の場合につきましては、村内にいわゆる基盤となるような事業所を有している場合につきましては、白馬村に納税をしていただくという考え方がございます。ただし、従業員要件がございますので、その事業所の従業員が存在するということが条件に加わってきます。

税法につきましては、国、県、村とありますけれども、この村の税法につきましても地方税法を根拠法令としてうたわれておるということであります。

私のほうからは以上です。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、3年A組さん的一般質問を終結いたします。

次に、3年A組さん的一般質問を許します。3年A組さん。

白馬中学校3年A組 通告書に従い、質問させていただきます。

質問事項は、中学生の海外研修について。

今の白馬村では、英語を話せる人材が不足しています。インバウンドによる観光客が増加している今、そのような人材確保が追いついていない状況です。

そして、これから白馬村をつくっていく中学生は、観光地ならではの課題を考えています。そのためにも海外に行き、違う立場になって視野を広げることで、より観光客が来やすい環境づくりにつながると思います。

実際に小谷村では中学生の海外研修の事例があるため、白馬村でも実現しやすいのではないかでしょうか。

そこで以下について伺います。

1、白馬中学校でオーストラリアのメルボルンに研修に行きたいのですが、全額補助していただくことは可能ですか。

2、村の英語力向上につながる取組について伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山宏充議員。

**第1番（丸山宏充君）** 3年A組さんからは2つのご質問を頂きました。この質問の担当課は教育課になります。

まず1点目の白馬中学校でオーストラリアメルボルンへの研修を全額補助できないかというご質問についてお答えします。

3年A組さんご指摘のとおり、英語力の向上や異文化に触れる経験は、皆さんの成長にとってかけがえのないものです。特に観光地である白馬においては、世界とつながる感覚を若い世代が身につけることが将来の村づくりに直結すると考えています。こうした観点から、3年A組さんのお考えには大いに共感しております。

一方で、村では、白馬村第5次総合計画の下、教育だけではなく、防災、福祉、観光振興など、様々な分野に限られた予算を配分しており、現時点で中学生の海外研修に全額補助を行なうことは難しい状況です。

しかしながら、子供たちが海外での体験を通じて白馬の未来を世界の視点で考えられるようになることは、村にとって大きな財産です。すぐの実現は難しいものの、今後、私個人として、地域や民間との連携も視野に入れながら、将来的に持続的な支援の仕組みを構築できるよう、行政に提案してまいります。

2点目のご質問、村の英語力向上につながる取組についてお答えいたします。

3年A組さんがご指摘のとおり、インバウンドの増加などを背景に、村全体として英語力を高めていくことは、これから白馬にとって重要な課題であると認識しております。白馬村教育委員会では、中学校が実施する様々な学習活動を支援しており、今年度は英語力の向上を重点目標の一つに掲げています。

これを踏まえ、村としても、英語講師の増員、英語学習AIアプリの導入、白馬インターナショナルスクールとの交流事業などを支援しております。

今後も、皆さんのが実践的に英語を学び、国際社会で活躍できる力を育めるよう、学校や地域、観光事業者なども連携しながら取組を一層進めてまいります。

以上、答弁といたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。3年A組さん、質問はありませんか。3年A組さん。

**白馬中学校3年A組** 1点質問がございます。

小谷村のように全額補助でなくとも、一部補助に、または人数を制限し、規模を減らすなどの対応で全額補助していただくことは可能なのでしょうか。

私は、現地にオリンピック等の施設がある国に行くことで、白馬村の課題である協和ウイング白馬等の維持費を確保するための参考になると考えており、できる限り補助していただければと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山議員。

**第1番（丸山宏充君）** 3年A組さんご提案のように、全額補助ではなく、一部補助や地域、民間との連携による新しい仕組みづくりについては、今後の検討課題として非常に意義があると感じております。

現時点では、財政面や公平性の観点からすぐに実施することは難しい状況ですが、子供たちが経済的な理由で貴重な体験を諦めることがないよう、どのような支援の形が現実的か、関係機関とも意見を交わしながら考えてまいりたいと思います。

個人的には、海外での体験が子供たちの視野を大きく広げ、白馬の未来に返ってくることを強く期待しています。行政の枠にとらわれず、地域全体で子供たちの挑戦を支えられるような仕組みができれば理想的だと考えています。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。3年A組さん、質問はありませんか。3年A組さん。

**白馬中学校3年A組** 以上で質問を終わります。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、3年A組さんの一般質問を終結いたします。

これで、本中学生議会に付された議事日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年白馬村中学生議会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時58分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年10月24日

白馬村議会議長

白馬中学生

白馬中学生

白馬中学生